この研究は、国際商事関係に適用されるべき準拠法と準拠法を決定する国際私法規則についての理論上、実務上の問題点を明らかにし、グローバル社会におけるあるべき国際商事法の姿を、(ア)企業組織法、(イ)証券決済、(ウ)ファイナンスと担保、(I)売買および消費者取引のテーマについて明らかにした。

(ア)企業組織法においては、佐野が設立準拠法主義の維持と一般的な疑似外国会社規定の廃 止を主張している。小塚は、国際的株式交換・会社合併を安易に容易化する最近の積極説 を批判し、後者について重複的適用説を主張する。河野は、ダイムラー・クライスラーの 国際合併について実地調査を行い、配分的適用説の実務的問題を明らかにした。小塚・長 田による紹介がある。(イ)証券決済について、道垣内は、サイバースペースでの取引の観点 から、間接保有証券についての権利の準拠法は、口座保有者と管理者との口座管理契約の 準拠法とするルールを評価している。(ウ) ファイナンスと担保について、早川が、所在地法 主義による抵触法的規律には限界があり、各国実質法に関する調整が必要だという。小塚 はユニドロア(UNIDROIT)の稼働物権担保に関する条約を分析して、資産担保金融の促 進のためには、権利の設定から倒産時の権利行使までを一貫した制度設計が望ましいとい う。野村は、国際的な債権譲渡について、債務者以外の第三者に対する効力は、譲渡人の 住所地法によって決定すべきことを主張する。道垣内は、船舶担保権について法廷地法の デメリットを指摘し、旗国法の役割を再評価している。(エ)売買および消費者取引について は、野村が、契約上の義務を厳格的なものととらえるアプローチは、取引のグローバル化 と電子化にともなう予見可能性および取引の安全の確保に適合する考え方だと評価し、同 時に消費者契約ルールの国際化・標準化と「商事法化」または一般法化が進行することを 示唆している。